

平成29年1月18日

答申第754号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、退職給付会計について「① 16年3月期の割引率4.5%の算定に使用した『平均年金支給期間を加味した年数』と平均残存勤務期間の年数、② 適用した利回りの根拠、③ 決算書で退職給付会計基準を適用したとしながら、当該基準に準拠せずに不適切な割引率を採用した経緯・理由、④ 粉飾決算の事実を指摘されたにも関わらず決算書を遡って修正しない根拠及び理由」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、①および②に係る文書は保存年限を過ぎているため、③は「不適切な割引率」を採用していないため、④は粉飾決算を行っていないため、いずれも文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年1月18日（第245回審議委員会）

第767号諮問、審議、答申